

令和元年9月2日

関係者のみなさまへ

三原市長  
(契約課)

施工計画書の記載内容の一部省略及び中間検査の取扱いについて（お知らせ）

平素から三原市政に対しご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、本市が行なう建設工事において、施工計画書の記載内容の一部省略及び中間検査を次のとおり取り扱うことをお知らせします。

1 施工計画書の記載内容の一部省略について

土木工事において、広島版土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）1-1-1-4 施工計画書

1. 一般事項のただし書（受注者は維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる）の工事について、次のとおりとします。

(1) 対象は次のいずれかに該当する工事とします。

ア 当初請負代金額が500万円未満の工事

イ 当初請負代金額が3,500万円未満の平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事

(2) 記載内容の一部を省略することができるもの

省略することができる事項※1	記載が必要な事項
(1) 工事概要	(2) 計画工程表
(4) 指定機械	(3) 現場組織表
(5) 主要船舶・機械	(6) 主要資材
(13) 現場作業環境の整備	(7) 施工方法※2
(15) その他	(8) 施工管理計画
(17) 現場環境改善等の実施内容	(9) 安全管理
(18) 安全・訓練の活動計画	(10) 緊急時の体制及び対応
	(11) 交通管理
	(12) 環境対策
	(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法（請負代金額100万円以上の工事）
	(16) 段階確認に関する事項

※1 監督員が記載を求めた場合は、これによらず記載が必要です。

※2 施工方法については、共通仕様書に基づくものであれば省略できるものとします。ただし、特殊なもの（共通仕様書に施工方法の記載がないもの）は省略できません。なお、共通仕様書において施工計画書に記載することとなっている事項については、監督員の指示によるものとします。

2 中間検査について

平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧工事において、当初請負代金額が 1 億円以上の工事について中間検査の回数は原則 1 回とします。(検査員が必要と認めた工事を除きます。)

3 適用は、令和元年 9 月 2 日以降に公告、指名、見積依頼をする工事とします。

問い合わせ先

契約課工事検査係

電話 0848(67)6076